

## 第122回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年 5月25日（金） 10:00～11:35

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- (1) 部会に属すべき委員及び部会長の指名について
- (2) 統計委員会専門委員の発令等について
- (3) 諮問第114号「農林業センサスの変更について」
- (4) 諮問第115号「海面漁業生産統計調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事概要

- (1) 部会に属すべき委員及び部会長の指名について

西村委員長から、前回の統計委員会において設置した統計業務プロセス部会について、資料1に基づき、部会に属すべき委員及び部会長の指名がなされた。

- (2) 統計委員会専門委員の発令について

西村委員長から、資料2-1、2-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

(3) 諮問第114号「農林業センサスの変更について」

事務局（統計審査官室）から資料3-1、3-2に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・『都市農業振興基本法』の制定により、都市農地については、従来の原則宅地化から、農地として保全するという方向に変更されたほか、現在、国会では、都市農地の貸借について円滑化を図る方向で審議されている。このような都市農業をめぐる最近の環境変化も視野に入れ、今回の調査計画の見直しの方向性が実態をよりの確に捉えるものになることを期待している。また、「6次産業化」は全国的に推進されており、例えば通信販売を使った直売や、原料・材料となる農産物を提供する農業者と商業・工業との連携も進んでいる。このようなことも念頭に、今後の部会の議論の中では、「都市農業」や「6次産業化」の問題など、よりの確な実態把握に向け、適切な見直しが進むことを期待したい。
- ・新しい動きを捉えることは大切なことである。ただし、2点目の6次産業化の件については、把握が困難と思われるので、方向性も考えながら審議いただきたい。

(4) 諮問第115号「海面漁業生産統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料4-1、4-2に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

(5) 部会の審議状況について

《産業統計部会 ・ サービス統計・企業統計部会（合同部会）》

西郷部会長（サービス統計・企業統計部会）から資料5に基づき、合同部会の審議状況について報告された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・「事業所母集団データベース」をより正確に更新していくためには、何らかの現場確認の作業は、今後も必要と考える。「経済センサス - 基礎調査」が将来的に、今回のような調査形態であるのかどうかは、状況次第で変わってくると思われるものの、今回、調査に関わる業務負担及び報告者負担の軽減に配慮して計画が策定されていることは、画期的と認識している。
- また、「経済構造実態調査」については、次回以降本格的に審議されるとのこ

とだが、GDPの大宗を占める分野のデータを毎年継続的に把握するという点で、非常に画期的である。毎年調査することに伴う報告者負担への配慮を含め、難しい点もあるが審議をよろしく願いたい。(

- ・2020年の統計業務の輻輳に伴う実査負担の軽減については、検討しなければならない問題だと思う。

同年は2月の農林業センサスに始まり、6月の工業統計調査、10月には国勢調査と、都道府県及び市区町村を經由した調査員調査が続くことになる。

地方公共団体においてはリソースが限られており、こうした調査が続くことに伴う負担軽減への対応はどのように考えているのか。合同部会で議論する予定はあるのか。

→2020年度の統計主管課経由による調査は、10月実施の国勢調査関連業務が同年5月頃より開始される予定である。

指摘のように6月実施の工業統計調査に係る業務との輻輳は避けられない状況であるが、輻輳による事務負担をいかに緩和するかは重要な課題であると認識している。

一方で、工業統計調査の実施時期については、基準年の調査である経済センサス - 活動調査との比較可能性の確保、報告者である企業の決算公表時期への配慮、GDP年次推計への結果提供時期などを総合的に勘案して、平成28年1月の本委員会答申に基づき6月に変更したという経緯がある。

実査時期の輻輳問題については、現在のところ、合同部会における審議の中で明確な論点として位置づけられてはいないものの、地方公共団体の意見を踏まえつつ、何らかの方策が講じられないかという審議を行う方向で、両部会長とも相談していく予定。

- ・調査事務の輻輳は、調査の実施時期との関係から、やむを得ないところではあるものの、これを機に、何らかの形で地方公共団体と情報の共有を図りつつ、できる限り問題が無いよう考えていきたい。統計は、結果はもとより、実査も重要であり、統計委員会としてもきちんと考えていくという姿勢で取り組みたい。

## (6) その他

「企業向けサービス価格指数・2015年基準改定の基本方針」について日本銀行から資料6に基づき説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・新規品目の取り込みや卸売サービスの導入により、物価指数のカバレッジが7割程度まで上昇するとのことで、大変負担も大きかったと思うが、大変画期的であり、高く評価したい。その上で、図表17の卸売サービスについて品質を固定していることから銘柄に近い概念と考えるが、各項目の銘柄数をイ

メージでよいので教えてもらいたい。図表20の卸売サービス価格指数の試算では、2015年のマージン額をウェイトとしているということで良いか。図表22の知的財産ライセンスの取引において、税務当局との関係性について教えてもらいたい。

→卸売サービス全体の調査価格数は約1,000を予定しており、各項目の単純平均は約200。項目ごとの実際の調査価格数は、最終的には未だ決めていないが、それぞれの項目ごとのウェイトの大きさと価格変動の大きさとで決めようと考えている。マージン額のウェイトは、御指摘のとおり。日本企業が海外子会社で生産する場合、例えば自動車であれば1台あたりいくらといった金額が、知的財産のライセンス料として海外子会社から親会社に支払われるが、ライセンス料を高く設定するほど現地での税収が減り我が国の税収が増えることとなるため、現地の税務当局、我が国の税務当局、企業との間の3者で、一定のルールとして、その価格を定めている。

・従前、日本銀行では、卸売物価指数から企業物価指数へ名称変更した際に、大きな概念変更も同時に行われてきたと理解している。その際、流通段階では価格を捉えるのは困難なので、価格指数の概念を徹底するために、むしろ生産者段階へ価格調査のポイントを徐々に寄せていく、という大きな方針が決められていたのではないかと考えていた。今回は外部からの要求に対応したとのことであるが、卸売サービスに係る価格指数を公表するとすると、従来の日本銀行における価格の概念の整理からすれば、大きな方針変更であったと思うが、価格調査全体にどのような影響を及ぼしているのか。調査業務の全体の中で、卸売サービス価格指数の作業ウェイトなど教えてもらいたい。また、統計委員会の中で指数に関する説明を聞く機会が以前と比べて減っているように思うが、デフレーターとして使われることから加工統計への影響が大きいので、基準改定が行われた際には、審議対象とはしないまでも説明を伺う機会を、統計委員会として設けたほうが良いのではないか。

→日本銀行の物価統計は、従前より「需給を反映した価格を把握する」ことを主要な目的として調査してきたが、時代の変遷とともに、卸売段階よりも生産者段階に価格決定権がある場合が増えてくる中で、生産者物価に対するニーズの増大もあり、舵を切ってきたということ。今回、卸売サービスに係る価格の把握について、図表17のとおり、販売単価（卸売価格）と仕入単価（生産者価格）を両方聞くと、卸売業者の儲けそのものが判明してしまうということとなるため、業者にとってはかなり秘匿性の高い情報である。このため、実査にいくとなかなか御協力いただけないケースもあったので、こちらから意義を丁寧に説明したところ御協力いただけることもあり、その点苦労があった、と思う。

→今の議論は、日本銀行が、CGPI（企業物価指数）を、国際標準であるPPI（生産者物価）の概念にほぼ沿うかたちで、きちんと作成する状況になっ

たからこそ、卸売サービスを明確に測ることができるようになったということ。そして、卸売サービスを明確に測る際に、概念をはっきりさせることにより、企業からのヒアリングも可能になった、という面がある。企業は単に同じ物売ってマージンをかけているのではなく、きちんとしたサービスを提供していることが把握できるようになったからこそ、卸売サービスが把握できるようになったと思う。指数の件は、これから統計委員会や部会の中で聞けるよう、きちんとできるような方向に持っていきたい。御指摘は全くそのとおりで、統計改革の帰結として、これから把握していく、必要な措置を講ずるということ、と考えている。

企業向けサービス価格指数における、卸売サービスならびに知的財産ライセンスの価格指数の取り込みは、2016年12月に経済財政諮問会議で決定された「統計改革の基本方針」で提示された、既存の統計では捉えられない分野のデフレーター整備に関する主要な課題の一つである。統計改革推進会議においては、「日本のサービスの質の計測やデフレーターの整備は米国など諸外国と比較して遅れている」との批判が出されてきたが、今回の見直し方針は、そうした批判を払拭する、大きな「一歩」と高く評価できる。また、来年の半ばには卸売サービスや知的財産ライセンスの価格指数が統計として実装され、統計改革の成果を具体的にGDPの精度向上につなげることができる点でも画期的である。

また、日本銀行の説明では、「統計改革の基本方針」で要請された以外の項目でも、多くの点でサービス物価統計の改善を図る方針である点も注目し値する。例えば、インターネット広告における広告効果をサービスの品質に取り込むという方針は、広告料に一体化されている「ネット上の無償サービス」の価値を計測する一つの試みとしても評価しうる。日本銀行におかれては、サービスの質の計測や物価指数の精度向上に向けて、さらなる先進的な取り組みを進めるよう、期待している。

なお、内閣府においては、こうした物価統計整備の果実を、GDPデフレーターの精度向上に迅速に反映できるように対応をお願いしたい。さらに、関係府省におかれては、今回の統計改革の成果がGDPなどの精度向上に反映され、統計ユーザーに改革のメリットが早期に実感できるように、「基本計画」の各課題の早期実現に全力を挙げていただきたい。1月の統計改革推進会議でも申し上げたが、その際、各府省の熟練した専門人材が、クリエイティブな企画やチャレンジをどんどん行い、先進的な統計が作成できるように、言い換えれば、こうした有用な人材が、府省間の意見集約や利害調整に膨大な時間を浪費することがないように、各府省の統計責任者におかれては、特に留意してほしい。

次回の統計委員会は、6月29日（金）午後に開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>